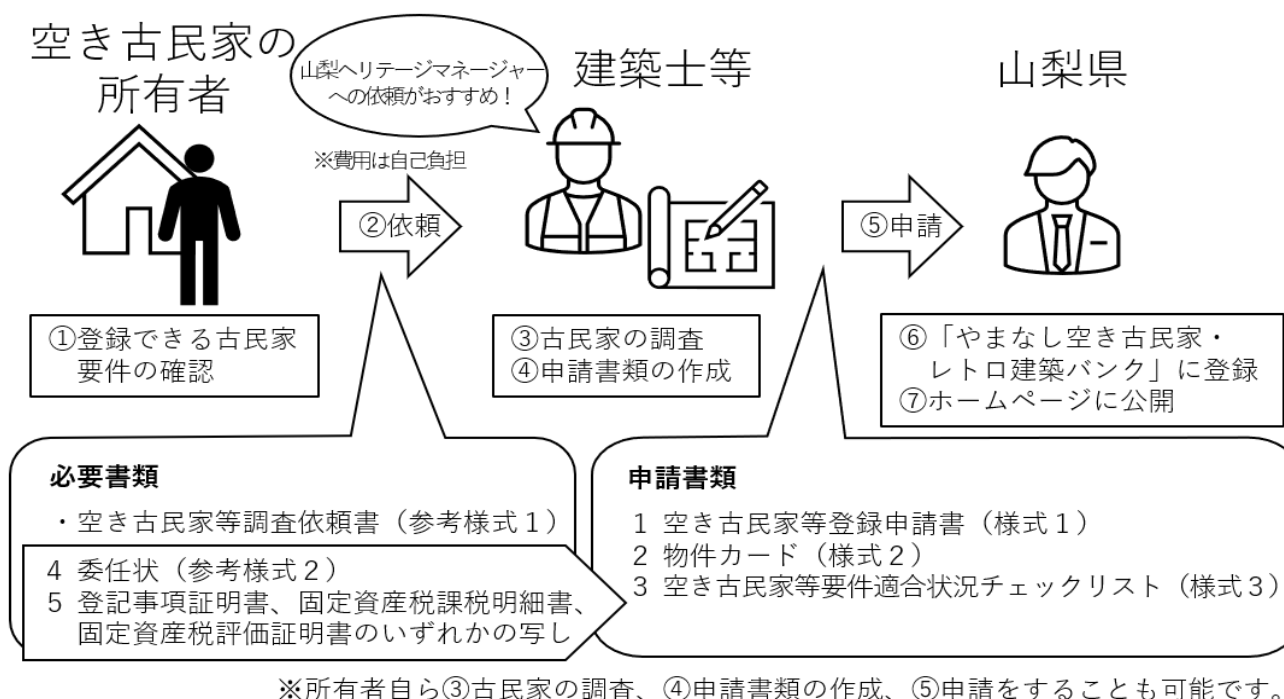


～「やまなし空き古民家・レトロ建築バンク」登録募集要項～

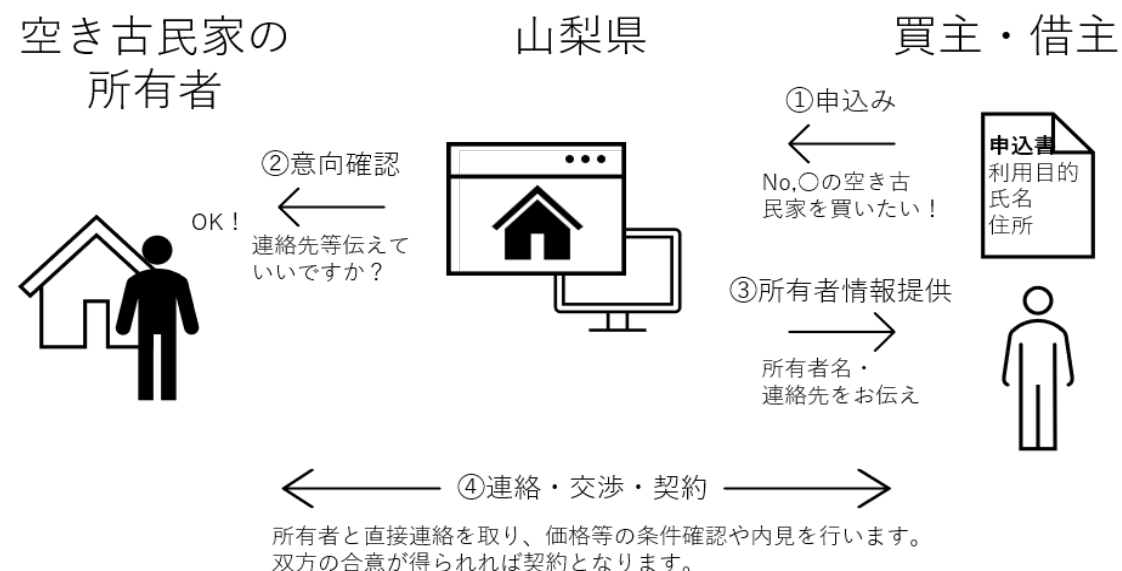
1 「やまなし空き古民家・レトロ建築バンク」とは

- 古民家や古建築は、伝統的な技術や技能等により建築され、地域の歴史や風土、街並み景観等を形成する貴重な地域資源です。
- 山梨県では、この貴重な地域資源である古民家等の有効活用により、定住の促進や地域の活性化を図るため、「やまなし空き古民家・レトロ建築バンク制度」を運営しています。この制度は、空き家となった古民家等を専門家が調査し、バンクへの登録を行うことで、古民家等の所有者と買いたい、借りたい方とを結び付けることを目的としています。
- なお、今後空き家となる見込みの古民家等も対象となります。

2 登録までの流れ



3 登録・ホームページ公開後の流れ



4 登録できる古民家等

「やまなし空き古民家・レトロ建築バンク」に登録できる古民家等は、次の①から⑤に掲げる全ての要件を満たすものとする。

① 建物用途	空き家になる前の用途は、次のいずれかに該当するものであること	
	一 古民家	住宅、併用住宅、蔵・離れなど住宅に附属する建物等
	二 その他の古建築	時代を反映し人々の記憶の中にある再生価値の高い建物等
② 建築年代	原則として、建設後50年を経過したものであること	
③ 構造工法	次の項目のうち、いずれか一つに該当するものであること	
	一 木造	1) 伝統構法（※1）により建築された建物（※1 建築基準法制定（1950年）前の構法）
		2) 在来工法（※2）であって伝統的な建築技術、技能等により建築された建物（※2 建築基準法制定（1950年）後の構法）
		3) その他伝統的な建築技術、技能等又はこれと同等の建築技術等により建築された建物
	二 非木造	4) 伝統的な建築技術、技能等又はこれと同等の建築技術等により建築された建物
④ 建物の特徴等	次の項目のうち、いずれか一つに該当するものであること	
	一 地域特性	1) 旧街道、門前町など市街地等を形成する建物等
		2) 農村、山間集落等田園・山岳地域等を形成する建物等
		3) 県内の地域・地区の気候風土に根付いた建物等
		4) その他各地域・地区の歴史や周辺景観に調和した建物等
	二 建物特性	形状 5) 養蚕、機織りなど地域産業の特色を有する建物等
		外観 6) 明治ハイカラ・大正ロマン・昭和レトロを彷彿させる建物等
		7) 看板建築等、特徴のある建物等
		内部 8) 土間、かまど、続きの座敷等伝統的な内部空間を有する建物等
		9) 洋風応接間等大正モダン、昭和レトロな特色を感じさせる建物等
		10) 大戸、格子戸、ガラス入り格子戸など木製建具が主に使われている建物等
		11) 大黒柱、曲がり梁、吹き抜け天井等魅力的な空間を構成している建物等
	三 その他前各号に類する特性を有する建物	
⑤ 建物の状態等	空き家（今後空き家となる見込みのものを含む）等の建物の状態は、再生可能な状態であること	

5 提出先・問い合わせ先

山梨県 県土整備部 住宅対策室

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1

電話番号:055(223)1731 ファクス番号:055(223)1736

E-mail:ju-taisaku@pref.yamanashi.lg.jp

■ 制度の詳細・申請様式のダウンロードはこちら

<https://www.pref.yamanashi.jp/ju-taisaku/r6f.html>

■ 「山梨ヘリテージマネージャー」のページ（山梨県建築士会ホームページ）はこちら

<https://www.ykenchikushi.org/山梨ヘリテージマネージャー（地域歴史文化遺産）>

空き古民家バンク



山梨ヘリマネ

